

介護老人保健施設あいぜん苑

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人愛染会が開設する介護老人保健施設あいぜん苑（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下、「短期入所療養介護等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活の継続を目指した短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス（以下、「短期入所療養介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。また、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることをも目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画（以下、「短期入所療養介護計画等」という。）に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の生活機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行うものとする。
- 4 当施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 あいぜん苑
- (2) 開設年月日 平成7年6月17日
- (3) 所在地 秋田県秋田市上新城道川字愛染58番地
- (4) 電話番号 018-870-2001 FAX番号 018-870-2333
- (5) 管理者名 医師 齋藤 寛
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0550180087号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数の最低基準は、次のとおりとする。また、必置職について法規の定める人員基準より下回らないものとする。

- (1) 管理者(医師) 1人
- (2) 薬剤師 0.3人
- (3) 看護職員 10人
- (4) 介護職員 24人
- (5) 支援相談員 1人
- (6) 作業療法士、理学療法士 1人
- (7) 管理栄養士 1人
- (8) 介護支援専門員 1人
- (9) その他 若干名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(医師)は、介護老人保健施設及び短期入所療養介護等に携わる従業者の総括管理、指導を行う。また、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく介護を行うほか、リエーションの計画・実施、行事の企画・運営などを行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの受け入れ調整を行う。
- (6) 作業・理学療法士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施・指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画等の立案、利用者又はその家族への説明と同意の手続き、短期入所療養介護サービス等の管理等を行う。
- (9) その他、事務員は国保連合会への給付費の請求、利用者の施設利用料の請求、その他必要な事務作業を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護サービス等の内容)

第8条 短期入所療養介護サービス等は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画等に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話（入浴、排せつ、離床、着替え、整容など）、機能訓練・リハビリテーション、相談、援助、レクリエーション、行事、栄養管理、口腔衛生の管理とする。また、施設の体制や支援計画に応じて以下の加算要件を満たす支援を行うこととする。

- ・夜勤職員配置加算
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
- ・個別リハビリテーション実施加算
- ・認知症ケア加算
- ・緊急短期入所受入加算
- ・若年性認知症利用者受入加算
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
- ・重度療養管理加算
- ・送迎加算
- ・総合医学管理加算
- ・口腔連携強化加算
- ・療養食加算
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）
- ・緊急時施設療養費
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用者負担説明書により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、滞在費、食費、理美容代、私物洗濯代、電気代等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）に示

す。

(通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

秋田市（雄和、河辺地区を除く）、潟上市天王地区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 11 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、……………午前 9:00～午後 5:00
- ・ 消灯時間は、……………午後 9 時
- ・ 外出・外泊は、……………施設長の承認による
- ・ 飲酒・喫煙……………誕生会、行事時に飲酒可。敷地内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設職員を充てる。
 - (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 2 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に

努めるものとする。

(職員の服務規律)

第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 14 条 職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修（オリエンテーション） 採用後 1か月以内
- (2) 内部研修 1年間で 10 テーマ程度

2 全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 採用時研修（外部研修） 採用後 12か月以内
- (2) 繙続研修（内部研修） 年 1 回

(職員の勤務条件)

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人愛染会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 16 条 職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 17 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延するがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第 18 条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的

に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

- 3 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 19 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針、事故対応マニュアルの整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに市町村、当該利用者のご家族等に對して連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
- 3 事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発を防ぐ為の対策を講じることとする。
- 4 万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。
- 5 細部については、事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

(感染症及び食中毒への対策)

第 20 条 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に十分に周知する。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第22条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 短期入所療養介護サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 短期入所療養介護サービス等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の理事会において定めるものとする。

5 施設は、短期入所療養介護サービス等の提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

平成19年 1月 15日一部改正

平成19年 11月 1日一部改正

平成20年 3月 1日一部改正

平成20年 7月 1日一部改正

平成21年 2月 6日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正
平成23年 10月 1日一部改正
平成23年 12月 26日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成24年 11月 1日一部改正
平成26年 1月 1日一部改正
平成26年 4月 1日一部改正
平成27年 1月 19日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正
平成29年 4月 1日一部改正
平成29年 11月 8日一部改正
平成30年 4月 1日一部改正
平成30年 8月 1日一部改正
令和 1年 10月 1日一部改正
令和 2年 3月 1日一部改正
令和 3年 4月 1日一部改正
令和 3年 10月 1日一部改正
令和 6年 1月 1日一部改正
令和 6年 3月 29日一部改正
令和 6年 6月 1日一部改正